

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営の最重要課題と認識し、その社会的責任を果たすため、公正で健全性・透明性ある経営に徹し、企業価値を高める努力をしております。

取締役会の運営につきましては、経営環境の変化に迅速かつ確に対応するため、業務の執行と責任の明確化を図るため、執行役員制度を導入すると同時に、取締役の人数を適正な規模に絞ることで、その機能を高めております。

経営管理につきましては、業務執行に対する監査のため、監査役3名体制のうち社外監査役として、利害関係の生じない候補者を選任し、2名体制で厳正な監視を行い、透明性ある公正な経営が行われるよう態勢を整えております。

また、監査役は取締役会をはじめ重要な会議への出席をし、率直な議論をすることで検証、確認を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社シモノコーポレーション	8,894,652	93.39
西村博之	31,500	0.33
林 栄男	13,500	0.14
株式会社南紀	12,500	0.13
マネックス証券株式会社	11,501	0.12
青島隆利	10,000	0.10
國井澄男	10,000	0.10
星屋昭二	10,000	0.10
名越敏晴	9,000	0.09
林 喜孝	9,000	0.09

支配株主(親会社を除く)の有無 _____

親会社の有無 更新 株式会社シモノコーポレーション (非上場)

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 大阪 JASDAQ

決算期 9月

業種 化学

直前事業年度末における(連結)従業員数 100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

支配株主との取引等を行う際には、必要に応じて弁護士や第三者機関の助言を取得するなど、その取引内容及び条件の公正性を担保するための措置を講ずるとともに、取締役会において慎重に審議の上決定することとし、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応することといたしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

親会社との事業運営上の取引関係は一切なく、また、親会社の代表取締役が当社の取締役5名の内のひとりではありますが、当社の経営に関する重要な決定は取締役会において協議のうえ適切になされており、独立性は十分確保しております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 12名
 定款上の取締役の任期 1年
 取締役会の議長 社長
 取締役の人数 5名
 社外取締役の選任状況 選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している
 定款上の監査役の員数 4名
 監査役の人数 3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人との会合は期初において、監査役および会計監査人それぞれの監査計画書に基づき、監査の内容、実施方法、実施日程などを協議決定し、期末においてはその結果について協議、検討しております。
 期初、期末において監査役と内部監査室との連携についても同様に内部監査室の監査計画書及び監査役会の監査実施計画書に基づき、協議し検討しております。

社外監査役の選任状況 選任している
 社外監査役の人数 2名
 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
木村静之	弁護士				○					
久保忠秋	他の会社の出身者									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
			法曹界における長年の経験があり、会社法をはじめとする企業法務に精通しておられるため。 なお、木村静之氏は、当社の主要株主や主

木村静之	○	独立役員であります。	要な取引先の業務執行者等であった経歴がないなど独立性を有しており、当社は、当社が国内に株式を上場している金融商品取引所に、同氏を独立役員として届け出ております。
久保忠秋	○	独立役員であります。	多年企業経営に携わり、経営経験も豊富であり、幅広い見識から発言・アドバイスを得たり、中立的・客観的監査をお願いするため社外監査役に選任しております。 また、当社との間に特別な利害関係はないため、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

業績連動型報酬制度等の実施について検討しておりますが、決めておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書、営業報告書(事業報告)にて、全取締役の総額を開示しております。
(期間 自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)
取締役役に支払った報酬 6名 147,050千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役を補佐する担当セクションは特には設けておりませんが、内部監査室と連携して各部門の業務執行状況や定期的な業務監査を通じ情報収集を行っております。また、取締役会や社内の重要な会議に出席することなど年間を通じ情報の収集、伝達を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の取締役会は平成24年11月5日現在5名で構成されております。経営の基本方針、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役会機能の充実を図っております。

監査役会は平成23年12月15日現在社外監査役2名を含む3名体制で、監査計画書に基づき取締役の業務執行に関する監査および取締役会をはじめ、社内の重要な会議に出席など年間を通じ、公正な監視体制をとり実施しております。

更に平成16年11月18日取締役会において、執行役員制度導入を決定し、平成24年11月5日現在3名体制となっております。経営環境の変化に迅速に対応するため、業務執行体制の強化と責任の明確化を図っております。

また、会計監査は有限責任 監査法人と監査契約を締結し、監査契約に基づき会計監査を行っております。業務を執行する公認会計士は以下のとおりであります。

指定有限責任社員	業務執行役員	井上嗣平	有限責任	あずさ監査法人	1
指定有限責任社員	業務執行役員	岩田国良	有限責任	あずさ監査法人	2

(注)上記2名の公認会計士の他、指定有限責任社員以外の公認会計士10名およびその他5名の15名が会計監査業務に携わっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は現在、社外取締役を選任していませんが、現在の事業規模等から、現行の取締役会、監査役会、社外監査役及び執行役員によって経営監督・監査機能は十分に発揮されていると考えております。

今後、事業規模拡大や環境変化等を踏まえながら、社外取締役選任の検討も含め、さらなるコーポレート・ガバナンス強化に努めてまいります。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

その他

当社の株主総会は12月開催であります。議決権行使が円滑に行われるように、当社ホームページに株主総会の開催日をはじめ、招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身による説明の有無

個人投資家向けに定期的説明会を開催

株主総会後に会社の近況説明会を開催しております。

あり

IR資料のホームページ掲載

掲載しております。

IRに関する部署(担当者)の設置

総務部が担当しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

その他

当社ホームページにて、IRカレンダーを軸とする各種情報の発信を行っております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社およびその子会社等の業務執行が全体として適正かつ健全に行われるため、取締役会が企業統治を一層強化する観点から、代表取締役社長が遵守すべき基本方針を明らかにするとともに、実効性のある内部統制システムの体制整備に必要とされる基本方針を定めております。

1. 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) コンプライアンスに関する諸規程を定めるとともに管理本部長を統括責任者とした委員会を設置するなど、コンプライアンス体制を構築・充実・強化し全社員に法令遵守を徹底します。
 - (2) 違反行為を発見した場合には、速やかにコンプライアンス委員会、監査役、内部監査室のいずれかに通報することとします。
 - (3) 反社会的勢力とは一切の関係を持たず、介入等に対しては毅然とした態度で臨みます。また、警察等外部機関や顧問弁護士とも緊密な連携を保ち、幅広く情報を収集するとともに不当要求は断固排除します。
 - (4) 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の有効性を評価・報告する体制を整備し運用します。
2. 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務執行に係る情報の取り扱い、総務部担当取締役が所管します。
 - (2) 取締役の職務執行に係る情報は、文書またはデータ等に記録し、文書管理規程に従って適切に整理・保存・管理・廃棄します。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) リスク管理規程を定め、リスク管理委員会を設置して企業経営の安定、損害の極小化を図ります。
 - (2) 部署ごとに担当業務に内在するリスクを洗い出し、影響度・発生頻度をもとに評価し、一定基準を超えるリスクについては防止策を策定します。
 - (3) リスク発生時には必要に応じ対策本部を設置し、リスク内容に対応する代表取締役社長が本部長として任に当たります。
4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役は、経営目標達成に向けて中期経営計画、予算および行動計画に基づいて活動を推進します。
 - (2) 効率的な職務執行のため、取締役会付議基準、職務分掌および職務権限を明確にします。
 - (3) 取締役会において業績推移・職務執行状況等をレビューし、取締役の効率的な職務執行を図りかつ統制します。
 - (4) 重要な意思決定および重大な影響を及ぼす事項は、迅速化・効率化を図るため役員連絡会にて十分協議・検討したうえで取締役会に付議します。
 - (5) 極めて専門的かつ高度な判断を要する経営課題については、弁護士・公認会計士・税理士等外部専門家の助言を受けます。
5. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 子会社の事業運営にあたっては、関係会社管理規程に基づき当社に報告、または協議・承認を受けます。主管部である当社の総務部は子会社管理を円滑に行うため関連資料を整備保管します。
 - (2) 当社の役員が子会社の取締役に就き業務の適正を確保します。また、リスク情報等の有無を監査するため、当社内部監査室長と十分な情報交換を行い、その有効性・適正性を確保します。
 - (3) 業務の進捗状況等について定期的な報告を受けるとともに、予算統制会議等重要な会議への出席を求めるなど、緊密な意思疎通を図ります。
6. 監査役を補助すべき使用人を置くことに関する事項、および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 監査役からその職務を補助すべき使用人を求められた場合には、監査役と取締役会が協議のうえ合理的な範囲内で配置します。
 - (2) 補助すべき使用人の任命・異動・考課・懲戒等については、監査役と取締役会が協議のうえ適正に対応いたします。
7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役および使用人は、定期的に業務の執行状況を報告します。また、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項、重大なコンプライアンス違反等については、速やかに監査役に報告をします。
 - (2) 監査役は、重要な意思決定プロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会以外の役員連絡会、予算統制会議等重要な会議に出席するとともに、議事録、稟議書等業務執行にかかる重要な文書を開覧し、取締役および使用人に説明を求めます。
 - (3) 監査役は、内部監査室、業務執行役、会計監査人、子会社の監査役とも意見交換し、監査の実効性を確保します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

- (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方について
当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会生活の発展を妨げる反社会的勢力に対しては毅然とした態度で組織的に対応しております。
- (2) 反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備状況について
当社は、反社会的勢力の経営活動への関与や当該勢力が及ぼす被害を防止する観点から対応マニュアルにおいて反社会的勢力とのかわりについて定め、反社会的勢力の排除に向けて全社的に取り組んでおります。
さらに、内部通報制度を適切に運用し、反社会的勢力の潜在的関与も排除します。
 - a) 対応部署の設置
総務部を対応部署とし、不当要求などの事案ごとに関係部門と協議、対応します。
 - b) 外部の専門機関との連携
所轄警察署や顧問弁護士等、外部の専門機関と連携しております。
 - c) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理
総務人事管理取締役が担当して、反社会的勢力に関する情報を収集して一元管理し、反社会的勢力に該当するかの確認を行っております。
 - d) 研修・教育活動の実施
倫理規範・人権、コンプライアンスに関する研修など、反社会的勢力の排除に向けて対応すべき、平素より啓発活動に努めております。

V その他

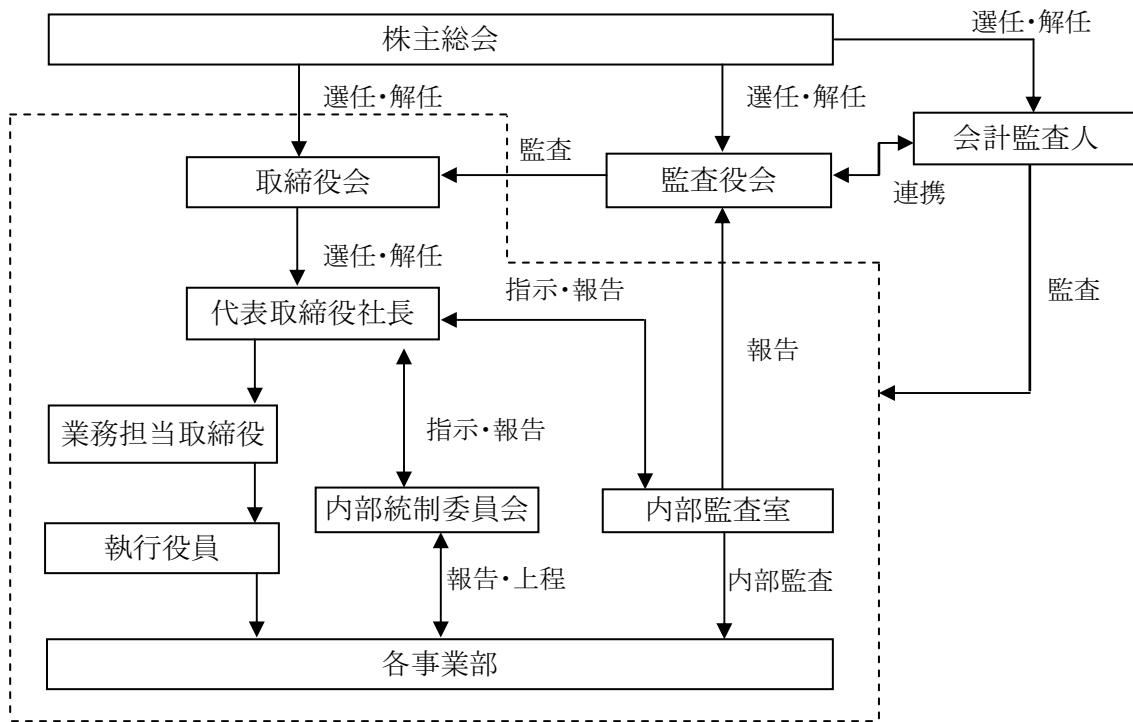
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

[参考資料：模式図]



〈適時開示体制の概要（模式図）〉

